

<h1>山梨県公報</h1>	号外第十三号	日 曜 木																				
	平成十五年 三月十三日																					
目次 監査委員 監査の結果に関する報告の公表(二件) 1																						
<h2>監査委員</h2>																						
<p>山梨県監査委員告示第三号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>平成十五年三月十三日</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">山梨県監査委員</td> <td>丸</td> <td>山</td> <td>義</td> <td>朗</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>早</td> <td>川</td> <td>正</td> <td>秋</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>前</td> <td>島</td> <td>茂</td> <td>松</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>宮</td> <td>原</td> <td>稔</td> <td>育</td> </tr> </table>			山梨県監査委員	丸	山	義	朗	同	早	川	正	秋	同	前	島	茂	松	同	宮	原	稔	育
山梨県監査委員	丸	山	義	朗																		
同	早	川	正	秋																		
同	前	島	茂	松																		
同	宮	原	稔	育																		
1 監査対象箇所及び監査期日																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">監査箇所</th> <th style="text-align: left;">監査年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 教育委員会 総務課 福利給与課(小・中学校の給与認定を除く) 学校施設課 義務教育課 高校教育課(新しい高校づくり推進室) 社会教育課 スポーツ健康課 学術文化財課(県史編さん室) </td> <td>平成14年10月18日</td> </tr> <tr> <td> 商工労働観光部 商工総務課 産業交流課 商業振興金融課 工業振興課 観光課 労政雇用課 職業能力開発課 </td> <td>平成14年10月25日</td> </tr> <tr> <td> 出納局 会計課 管理課 工事検査課 </td> <td>平成14年10月31日</td> </tr> <tr> <td> 森林環境部 森林環境総務課 環境活動推進課 大気水質保全課 環境整備課 みどり自然課(旧全国植樹祭推進課) 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課 </td> <td>平成14年11月1日</td> </tr> </tbody> </table>	監査箇所	監査年月日	教育委員会 総務課 福利給与課(小・中学校の給与認定を除く) 学校施設課 義務教育課 高校教育課(新しい高校づくり推進室) 社会教育課 スポーツ健康課 学術文化財課(県史編さん室)	平成14年10月18日	商工労働観光部 商工総務課 産業交流課 商業振興金融課 工業振興課 観光課 労政雇用課 職業能力開発課	平成14年10月25日	出納局 会計課 管理課 工事検査課	平成14年10月31日	森林環境部 森林環境総務課 環境活動推進課 大気水質保全課 環境整備課 みどり自然課(旧全国植樹祭推進課) 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課	平成14年11月1日												
監査箇所	監査年月日																					
教育委員会 総務課 福利給与課(小・中学校の給与認定を除く) 学校施設課 義務教育課 高校教育課(新しい高校づくり推進室) 社会教育課 スポーツ健康課 学術文化財課(県史編さん室)	平成14年10月18日																					
商工労働観光部 商工総務課 産業交流課 商業振興金融課 工業振興課 観光課 労政雇用課 職業能力開発課	平成14年10月25日																					
出納局 会計課 管理課 工事検査課	平成14年10月31日																					
森林環境部 森林環境総務課 環境活動推進課 大気水質保全課 環境整備課 みどり自然課(旧全国植樹祭推進課) 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課	平成14年11月1日																					

<p>農政部 農政総務課（指導検査室） 農村振興課 果樹園芸課 畜産課 花き農産課 農業技術課 耕地課</p>	<p>平成14年11月7日</p>	<p>峡南教育事務所 峡北教育事務所 富士北麓・東部教育事務所</p>	<p>平成14年11月27日 平成14年11月26日 平成14年11月15日</p>
<p>土木部 土木総務課（技術管理室） 用地課 道路建設課 高速道路推進課 道路維持課 治水課（ダム建設室） 砂防課 都市計画課 下水道課 住宅課 建築指導課</p>	<p>平成14年11月11日</p>	<p>警察本部 甲府警察署 南甲府警察署 小笠原警察署 葦崎警察署 長坂警察署 鯉沢警察署 南部警察署 市川警察署 石和警察署 日下部警察署 塩山警察署 都留警察署 富士吉田警察署 大月警察署 上野原警察署</p>	<p>平成14年11月14日 平成14年11月28日 平成14年11月27日 平成14年11月26日 " 平成14年11月14日 " 平成14年11月27日 平成14年11月28日 平成14年11月14日 " 平成14年11月29日 " 平成14年11月18日 "</p>
<p>総務部 人事課 職員厚生課 財政課 税務課 管財課 営繕課 私学文書課 市町村課 消防防災課</p>	<p>平成14年11月12日</p>	<p>総務部 東京事務所 職員研修所 総合県税事務所 自動車税事務所 女子短期大学 消防学校</p>	<p>平成15年2月25日 平成14年11月28日 平成14年12月2日 平成14年11月28日 平成14年12月2日 "</p>
<p>教育委員会 福利給与課（小・中学校の給与認定） 峡中教育事務所 峡東教育事務所</p>	<p>平成14年11月15日 " "</p>	<p>企画部 消費生活センター 総合女性センター 峡南女性センター 富士女性センター</p>	<p>平成15年1月10日 " " "</p>
		<p>商工労働観光部 大阪事務所 計量検定所</p>	<p>平成15年2月19日 平成14年11月22日</p>

宝石美術専門学校 山梨県工業技術センター 富士工業技術センター 産業技術短期大学校 都留高等技術専門学校 峡南高等技術専門学校 就業支援センター（旧婦人労働開発センター）	平成15年1月15日 平成15年1月10日 平成15年1月14日 平成15年1月15日 平成15年1月14日 平成15年1月16日 平成14年11月22日	甲府工業高等学校 甲府城西高等学校 甲府昭和高等学校 農林高等学校 巨摩高等学校 白根高等学校 増穂商業高等学校 市川高等学校 峡南高等学校 身延高等学校 石和高等学校 山梨園芸高等学校 日川高等学校 山梨高等学校 塩山高等学校 都留高等学校 上野原高等学校 谷村工業高等学校 桂高等学校 吉田高等学校 北富士工業高等学校 吉田商業高等学校 富士河口湖高等学校 中央高等学校 盲学校 ろう学校 甲府養護学校 あけぼの養護学校 わかば養護学校 やまびこ養護学校 富士見養護学校 ふじざくら養護学校 かえで養護学校	平成15年1月22日 “ “ 平成15年2月4日 平成15年2月6日 平成15年1月22日 “ 平成15年2月6日 “ 平成15年1月22日 平成15年2月7日 平成15年1月22日 平成15年2月7日 “ 平成15年1月22日 平成15年2月14日 平成15年1月22日 平成15年2月14日 “ 平成15年1月22日 平成15年2月17日 平成15年1月22日 平成15年2月17日 平成15年1月22日 “ “ 平成15年2月12日 平成15年1月22日 “ 平成15年2月14日 平成15年2月12日 平成15年2月17日 平成15年2月12日
農政部 東部家畜保健衛生所 西部家畜保健衛生所 水産技術センター 病虫害防除所 総合農業試験場 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 農業大学校	平成15年1月15日 平成15年1月17日 平成15年1月16日 “ 平成15年1月17日 平成15年1月15日 平成15年1月16日 平成15年1月17日 “		
教育委員会 総合教育センター 図書館 埋蔵文化財センター 考古博物館 美術館 文学館 峡北高等学校 峡北農業高等学校 北杜高等学校 須玉商業高等学校 葦崎高等学校 葦崎工業高等学校 甲府第一高等学校 甲府西高等学校 甲府南高等学校 甲府東高等学校	平成15年2月12日 平成15年2月13日 “ “ “ “ 平成15年2月4日 “ “ “ “ 平成15年1月22日 平成15年2月5日 “ 平成15年1月22日 平成15年2月5日		

2 監査対象期間
平成13年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行については、一部で改善を要する事項が認められたが、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区 分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)								1	1
指導(件)	38	38	33	18	8	42	8	1	186
注意(件)	15	24	13	17	9	18	4		100
合 計	53	62	46	35	17	60	12	2	287

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘し、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

(1) 契約に関する事務や、物品管理に関する事務等、財務に関する事務について、いくつか不適切な事務処理があった。

(山梨県工業技術センター)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
手数料、使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの

(2) 支出に関する事項

前渡資金の精算事務に不備があり改善を要するもの
補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
支出負担行為何いの事務処理に不備があり改善を要するもの
所得税の源泉徴収事務に不備があり改善を要するもの
公共料金の支払い遅延があり改善を要するもの

(3) 給与に関する事項

旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
通勤手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
扶養手当の認定手続きに誤りがあり改善を要するもの

(4) 契約に関する事項

契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
随意契約の契約方法に不適切な処理があり改善を要するもの
履行確認が不十分で改善を要するもの

(5) 工事に関する事項

工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの

(6) 財産管理に関する事項

公有財産台帳の記載内容に不備があり改善を要するもの
土地の管理に一部不備があり改善を要するもの

(7) 物品管理に関する事項

備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
物品要求書の記載内容に不備があり改善を要するもの
郵便切手の管理に不適切な処理があり改善を要するもの

山梨県監査委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十五年三月十三日

山梨県監査委員	丸	山	義	朗
同	早	川	正	秋
同	前	島	茂	松
同	宮	原	稔	育

- 1 監査実施期間
平成15年1月8日～平成15年1月30日
- 2 監査実施団体（14団体）
財団法人 やまなみ文化基金
財団法人 山梨県農業振興公社
財団法人 山梨県下水道公社
財団法人 山梨県暴力追放県民会議
社団法人 山梨県私学教育振興会
財団法人 山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター
財団法人 山梨県郡内地域地場産業振興センター
財団法人 山梨県馬事振興センター
財団法人 帝京山梨教育福祉振興会
県民の日記念行事実行委員会
東八代地域保健医療推進委員会
峡北地域保健医療推進委員会
山梨県民生委員児童委員協議会
社団法人 山梨県雇用開発協会
- 3 監査対象期間
平成13年度
- 4 監査の方法
監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。
- 5 監査結果処理区分
監査結果は次のとおり区分した。
 - (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 - (2) 文書指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 - (3) 口頭注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査の結果

財務に関する事務の執行については、一部で改善を要する事項が認められたが、おおむね適正に処理されていた。

指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした件数は次のとおりである。

指摘事項	0 件
文書指導事項	4 9 件
口頭注意事項	1 3 件

7 監査結果の概要

不適切な事務処理として、公表すべき指摘事項はなかったが、文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- 扶養手当、住居手当等の手当の支給に誤りがあり改善を要するもの
- 退職給与引当金の計上基準や計上金額に誤りがあり改善を要するもの
- 契約の一部に契約書が取り交わされておらず改善を要するもの
- 単独随意契約の一部に理由が明確でないものがあり改善を要するもの
- 基本財産の運用方法について改善を要するもの
- 備品の減価償却計算について改善を要するもの
- 収入印紙受払簿等の帳簿の整備を要するもの
- 会計処理規程を整備する必要があるもの
- 借入金について、実勢にあった金利となるよう引き下げ交渉をする必要があるもの